

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 避難者自立支援中期ビジョン

平成27年12月24日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

目 次

1	策定の背景と目的	1
2	位置づけ	1
3	基本目標	2
4	ビジョンで取り組む期間	2
5	避難者生活支援事業	3
	(1) 事業の目的	3
	(2) 事業の実施方法	3
6	これまでの活動	4
	(1) 避難者の居住状況	4
	(2) 避難者生活支援事業	4
	① 生活支援相談員配置数	5
	② 訪問活動実績	5
	③ 相談受付内容	6
	④ 現在の訪問活動状況	6
	(3) 支援活動での課題と対応	7
	① 避難者の孤立化	7
	② 避難者の孤独死等	8
	③ 応急仮設住宅での生活	8
	④ 復興（災害）公営住宅での生活	9
	⑤ 借上げ住宅での生活	9
7	これからの活動	10
	○避難者生活の今後の見通し	10
	(1) 現在の課題	10
	① 市町村社会福祉協議会の課題	10
	② 県社会福祉協議会の課題	11
	(2) 今後想定される課題	12
	① 訪問活動方針の見直し	12
	② 中長期にわたる支援方策の検討	13
8	推進体制の充実	15
9	進行管理と中期ビジョンの見直し	15

1 策定の背景と目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により多くの福島県民が避難生活を強いられました。

東日本大震災から4年が経過しても避難生活をされている福島県民は福島県内外で9万人を超えており^(注1)、避難者（被災者）^(注2) 自立に向けた課題は複雑・多様化しています。

このような状況に関係機関・団体とともに適切に対応するため、福島県社会福祉協議会として避難者自立促進への中期的な方針を示す必要性が出てきています。

このようなことから、本ビジョンは、平成23年からの避難者支援の取り組み状況を踏まえながら、今後3か年の取り組みを明示することを目的に策定するものです。

2 位置づけ

この中期ビジョンの位置づけは、次のとおりです。

- ① 福島県復興ビジョン（対象期間10年、平成23年8月策定）とその具体的な取組み等を示した福島県復興計画（第2次）（対象期間10年、平成24年12月策定）を踏まえたものです。
- ② 福島県社会福祉協議会活動推進計画（第4期：平成28～32年度）の下位計画となるものです。
- ③ 避難者支援活動に取り組んでいる関係市町村社会福祉協議会の避難者支援活動方針の目安となるものです。

（注1）避難者数は、県内で54,080人（平成27年10月30日現在「応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の入居状況推移」）、県外で43,776人（平成27年11月12日現在）、合計97,856人となっている（福島県発表）。

（注2）以下、「避難者（被災者）」を「避難者」と記載する。

3 基本目標

福島県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、行政機関・市町村社会福祉協議会・避難者を支援する専門機関などと協働・連携し、避難者の自立促進に向け、支援活動にあたっては、避難者の「健康不安と自立再建不安の解消」と「孤立化防止」を目指します。

▽市町村社会福祉協議会や避難者を支援する専門機関などと「協働」して、
避難者の自立再建に向けての支援活動を行います。

▽市町村社会福祉協議会や避難者を支援する専門機関などと「連携」して、
避難者生活の実態と活動上の課題を把握・整理し、国・県への提言活動を行います。

4 ビジョンで取り組む期間

平成28年度～平成30年度までの3年間とします。

5 避難者生活支援事業

(1) 事業の目的

福島県復興ビジョンでは、3つの基本理念と7つの主要施策を掲げています。

これを受けた福島県復興計画では、復興へ向けた重点プロジェクトとして、避難生活の長期化に伴う心のケアや孤立化防止等を内容とした「生活再建支援プロジェクト」などに取り組むこととしました。

これに呼応し、地域福祉活動に取り組んでいる本会では、関係市町村社会福祉協議会や避難者を支援する専門機関などと協働・連携して避難者生活支援活動に取り組むこととしました。

(2) 事業の実施方法

事業内容は、阪神淡路大震災や新潟中越地震災害の被災者支援で成果のあった生活支援相談員による、訪問相談活動そして地域資源へのつながりや地域との交流などの支援活動です。

事業の仕組みは、事業主体を本会とし、訪問支援活動の中核である生活支援相談員の配置主体を関係市町村社会福祉協議会としました。

本会と市町村社会福祉協議会との間では、委託契約書（第1回目平成23年8月、第2回目平成24年4月、第3回目平成27年4月）を取り交わしました。

事業に要する資金は、福島県の補助制度を活用することとしました。

6 これまでの活動

(1) 避難者の居住状況

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者は、一次避難所や二次避難所から応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅^(注)に転居し、避難生活をしています。

これら3種の合計入居者数は、平成24年3月29日の98,207人が最大であり、これ以降の入居避難者数は減少しています。

応急仮設住宅の入居者数の最大は、平成24年7月26日の33,016人であり、借上げ住宅では、平成24年3月29日の64,313人が最大でした。

(人)

	H24.3.1	H25.3.1	H26.3.1	H27.3.1	H27.9.1
応急仮設住宅	31,836	32,352	28,483	23,794	20,491
借上げ住宅	64,040	58,796	50,523	39,949	35,191
公営住宅	1,432	1,350	1,205	980	728
避難者数 計	97,308	92,498	80,211	64,723	56,410

出所：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065d/nyuukyojoukyou.html>

(2) 避難者生活支援事業

本会では、平成23年3月11日の発災当日から災害ボランティアセンターを立ち上げ、3月14日に設置された「県災害ボランティアセンター」（福島県災害ボランティア連絡協議会）と連携して避難者支援にあたりました。

平成23年8月以降は、被災された住民のための応急仮設住宅の完成により一次避難所や二次避難所からの入居が進み、市町村社会福祉協議会（59市町村中、30市町村）に配置された生活支援相談員（平成24年3月現在、171名）による活動を支援し、「被災者主体」「孤立・孤独化の防止」を中心に、見守り活動や復興に向けた生活支援活動に取り組みました。

本会には統括生活支援相談員5名を配置し、市町村社会福祉協議会に配置されたチーム生活支援相談員と連携を図りながら、活動状況やこれに伴う課題の把握と解決に向け取り組みました。

平成23年10月1日からは、県社協災害ボランティアセンターの機能を見直し、「県社協生活復興ボランティアセンター」として県内市町村社会福祉協議会をはじめ関係機関・団体等との連携を図りながら活動を行いました。

(注) 「公営住宅」とは、市町村営住宅、県営住宅、雇用促進住宅等である。

生活支援相談員配置数及び避難者支援活動実績は、次のとおりです。

① 生活支援相談員配置数

生活支援相談員は平成23年8月から関係市町村社会福祉協議会に配置され、年度別の配置数は次表のとおりです。

	H24.3.1	H25.3.1	H26.3.1	H27.3.1	H27.11.1
配置社会福祉協議会数	30	29	29	29	28
相談員数(人)	171	196	201	202	269

② 訪問活動実績

平成26年度にあっては、訪問活動において把握した要援助世帯に対する延べ訪問世帯件数(62,370件)、様子伺い(452,346件)、訪問したが留守(256,394件)を合計すると771,110件の訪問活動を行いました。生活支援相談員は2人1組での活動が主であるため、実訪問活動件数は概ね385,555件となります。

平成23～26年度の活動実績は、次表のとおりです。

家族構成	訪問対象世帯数				延べ訪問世帯件数			
	23年度	24年度	25年度	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①ひとり暮らし (別居の家族なし)	2,476	4,395	3,358	3,148	3,982	7,422	6,105	5,533
②ひとり暮らし (別居の家族あり)	3,426	9,448	9,298	8,357	5,391	16,457	17,126	16,029
③高齢者・障害者のみ 世帯(夫婦等)	3,735	9,632	10,328	8,766	5,521	15,224	17,098	13,827
④高齢者・障害者が いる世帯	5,755	16,739	14,054	12,412	7,938	23,552	20,355	16,827
⑤母子・父子世帯	554	598	499	353	641	680	683	479
⑥乳幼児がいる世帯	855	1,488	1,352	1,287	974	1,732	1,511	1,431
⑦その他同居家族有り	6,907	11,496	8,110	6,830	8,285	13,630	9,920	8,244
合 計	23,708	53,796	46,999	41,153	32,732	78,697	72,798	62,370

③ 相談受付内容

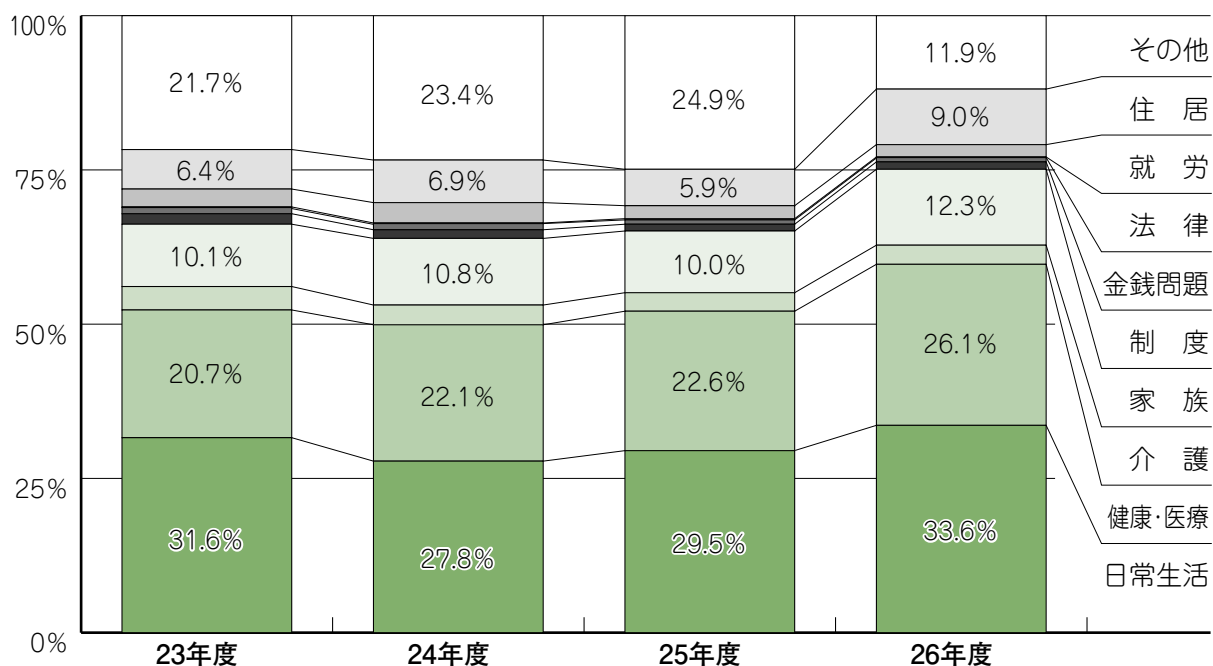
各年度ともに最も多い内容は、「日常生活」であり、次いで「健康・医療」となっています。

「住居」に関しては、平成24年度には応急仮設住宅への、また、平成26年度は復興（災害）公営住宅^{（注）}への住み替えに関する相談件数が多くなっています。

平成23～26年度の相談受付内容は、次のとおりです。

（複数回答、件）

	日常生活	健康・医療	介護	家族	制度	金銭問題	法律	就労	住居	その他	計
23年度	19,880	12,993	2,366	6,365	1,044	647	68	1,829	4,009	13,617	62,818
24年度	61,177	48,620	6,943	23,697	3,017	2,130	282	7,276	15,195	51,418	219,755
25年度	63,274	48,474	6,352	21,390	2,367	1,465	385	4,569	12,710	53,335	214,321
26年度	54,998	42,679	5,065	20,188	1,918	1,151	182	3,323	14,707	19,552	163,763



④ 現在の訪問活動状況

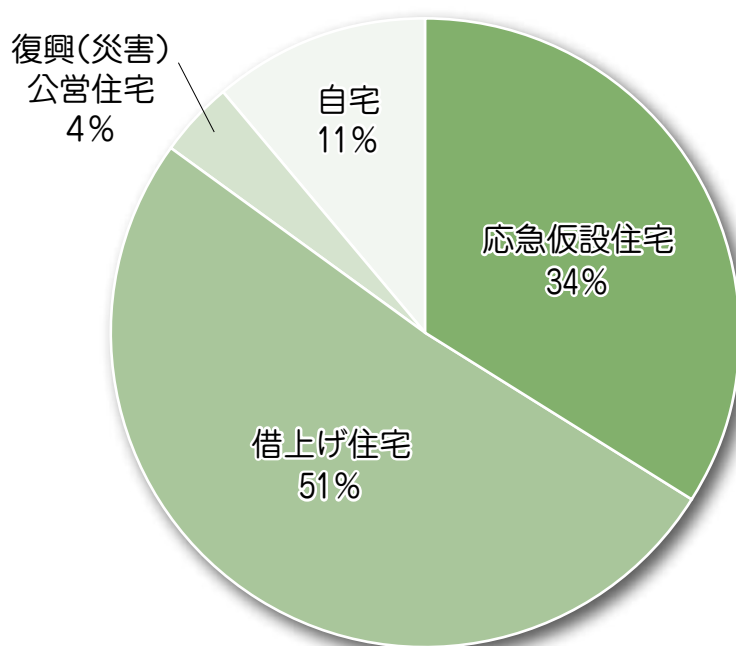
平成27年7月1日を基準日に、生活支援相談員を配置している避難元社会福祉協議会にアンケート調査した結果、自宅に帰還した方を含め、避難者数の68%を支援しています。

（注）復興公営住宅は、原子力災害による避難者向け住宅で、福島県が管理。災害公営住宅は、東日本大震災による避難者向け住宅で、市町村が管理。

居住形態	県発表 (H27. 6.30)	避難元社会福祉協議会 アンケート結果		活動対象率
		避難者数	活動対象者数	
応急仮設住宅	21,350人		14,358人	67%
借上げ住宅	36,351		21,614	59%
公営住宅	755		(不詳)	—
復興(災害)公営住宅			1,641	—
自宅			4,744	—
県内避難者計		62,219人		
合 計	58,456	62,219	42,357	68%

また、活動対象としている避難者の居住形態の51%が借上げ住宅となっています。訪問頻度は、高齢者やひとり暮らし世帯など、支援対象世帯の状況を勘案して活動しています。

避難者居住形態別訪問の割合



(3) 支援活動での課題と対応

① 避難者の孤立化

応急仮設住宅等での避難生活が長期化することに伴い、コミュニティの形成・維持がますますむずかしくなり、避難者の閉じこもりや引きこもりなど孤立化^(注)が進んでおり、要介護者の増加が懸念されています。

このため、外に出る機会を設けるなど、介護予防のためのニーズにあった事業の実施が求められています。

(注) 「孤独」は一人である状態のこと（外見的側面）。「孤立」はつながりが切れている状態のこと（心理的側面）。人は心理的に誰かとつながっていれば、一人であること（孤独）にも耐えられるが、つながりが切れた状態で一人であること（孤立）には耐えられない。

② 避難者の孤独死等

避難者の「孤独死」などが相次いで発生しています。

このため、平成26年6月から「孤独死」「行方不明」等を「重大事項」と定義し、生活支援相談員の活動の中でこれを把握した際には、事後の相談活動に活かすため、本会への報告を求めることとしました。

平成26年6月から平成27年11月までの報告状況は次表のとおりです。

報告内容の特徴としては、

▽避難生活が長期化する中、孤独死等の重大事項の発生が増加傾向にあります。

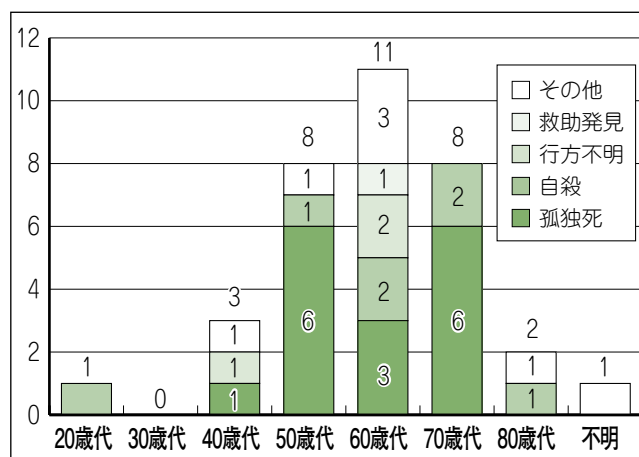
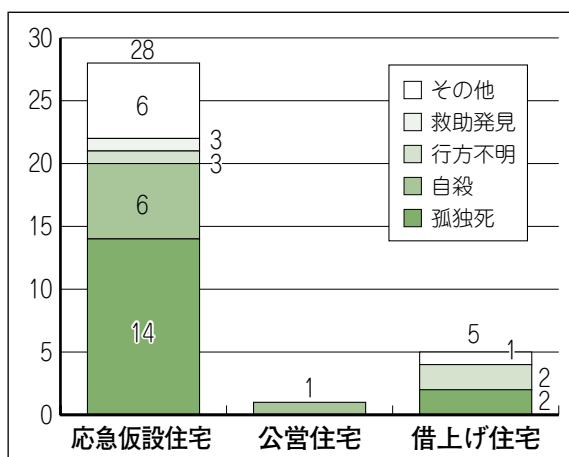
▽50～70歳代男性の孤独死が目立ちます。

▽見守り活動の中で、大事に至ることなく対応できた例もありました。

各社会福祉協議会から本会に報告のあった重大事項（平成26年6月～27年11月）

単位：人

	男 性							女 性						合計
	20歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	小計	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	小計	
孤 独 死		1	5	3	4		13	1		2			3	16
自 殺	1			1	2		4	1	1		1		3	7
行方不明		1		2			3						0	3
救助発見				1			1						0	1
そ の 他		1	1	1		1	4		2			1	3	7
合 計	1	3	6	8	6	1	25	2	3	2	1	1	9	34



③ 応急仮設住宅での生活

応急仮設住宅開設当初から避難者のつながりの重要性を意識し、サロン活動を実施してきましたが、参加者が固定化するなど、活動が低調となっています。

また、復興（災害）公営住宅の完成が進むのに伴い、住み替えなどにより応急仮設住宅の空き室率が上昇し、応急仮設住宅に居住する避難者の「取り残され感」がますます強くなっています。特に、自立再建の見通しがたたない高齢者が多くなっています。

今後とも、応急仮設住宅に居住する避難者の孤立化防止のため、訪問活動やコミュニティ活動支援の見直しが必要となっています。

④ 復興（災害）公営住宅での生活

復興（災害）公営住宅に転居した避難者は、新しい近隣の方たちとのコミュニティの形成に苦慮しています。安心した生活を継続するには、公営住宅内外とのコミュニティの形成と維持が課題となっています。

避難者が安心して生活するために、生活支援相談員は復興公営住宅に配置されているコミュニティ交流員^(注)と役割分担し、連携して避難者の支援活動にあたる必要があります。この活動では情報共有が課題となっています。

⑤ 借上げ住宅での生活

生活支援相談員の活動報告によりますと、借上げ住宅に居住する避難者は、避難者であることを近隣に知られたくない方や訪問拒否・留守世帯が多くなっています。

このような実態のため、支援が真に必要な対象世帯を把握することが困難になっています。

(注) 平成27年度現在、災害公営住宅にはコミュニティ交流員は配置されていない。

▽避難者の転居や移動に伴う課題への対応	・住民の転居や移動に伴う新たな連携ネットワーク機能の充実に努めます。
---------------------	------------------------------------

イ 相談活動のための関係者間の情報共有

具体的な課題	本会が解決のために
▽個人情報保護と相談活動のための情報取得のトレードオフ	・県と市町村に理解と協力を求め、関係者間での情報共有の充実に努めます。

ウ 避難先・避難元市町村と社会福祉協議会の連携

具体的な課題	本会が解決のために
▽応急仮設住宅・借上げ住宅入居者への円滑な支援	・避難元の自治体及び社会福祉協議会に避難者支援の方針に関する情報提供を働きかけます。
▽復興（災害）公営住宅入居者の立場に立った避難者支援の役割分担の整理	・関係市町村、社会福祉協議会、復興（災害）公営住宅入居者支援団体との連携協力の場を福島県と連携して積極的に設けます。

エ 行政機関や関係団体との連携

具体的な課題	本会が解決のために
▽行政機関や専門職団体との緊密な連携	・行政機関や関係団体との具体的な役割分担を明確にし、連携した取り組みを行います。

② 県社会福祉協議会の課題

ア 研修内容の見直し

具体的な課題	本会では解決のために
▽変化する避難者支援活動内容に見合った研修の実施	・相談活動での課題解決を支援できるよう、研修内容を見直します。

イ 相談活動上の課題の解決

具体的な課題	本会では解決のために
▽関係者間での情報共有のあり方	・情報共有を困難にしている課題を整理・把握し、関係機関に働きかけ解決に努めます。
▽応急仮設住宅・借上げ住宅供与期間終了に向けた対応	・国や福島県の動向を的確に把握し、生活支援相談員の避難者支援活動が円滑に行えるよう関係機関と団体に働きかけます。

ウ 地区連絡会・地区被災者生活支援調整会議の運営

具体的な課題	本会では解決のために
▽効果的な運営	参加団体や参加機関の意見を反映した運営に努めます。

エ 県被災者生活支援調整会議の運営

具体的な課題	本会では解決のために
▽円滑な相談活動の障害となっている制度や事業実施の仕組みの見直しと調整	地区連絡会や地区被災者生活支援調整会議において解決困難な課題を整理・把握し、参加機関との連携を強化して課題の解決に努めます。

オ 関係社協連絡会議の運営

具体的な課題	本会では解決のために
▽避難者支援活動上の課題の確認と本会活動方針の速やかな提示	避難者支援活動にあたっての情報や活動方針の速やかな提供に努めます。

カ 活動円滑化のための「避難者生活再建支援システム」の運用

具体的な課題	本会では解決のために
▽利用しやすく、効果的な避難者生活再建支援システムの活用	生活支援相談員の活動を効果的に支援できるよう、システム運用の改善に努めます。

キ 相談活動の広報

具体的な課題	本会では解決のために
▽県内外への相談活動の広報と支援・協力の要請	活動にあたっては、様々な関係者の理解と支援や協力が必要です。このため、県内外に対し取り組んでいる活動について積極的な広報に努めます。

ク 避難者支援活動方針の見直し

具体的な課題	本会では解決のために
▽「避難者自立支援中期ビジョン」の進行管理	生活再建に関する各種調査を行い、関係者と課題等の共通認識を図るとともに、「避難者の自立支援に向けた中期ビジョン」の進行管理に反映させ、生活支援相談員の活動充実に努めます。

(2) 今後想定される課題

① 訪問活動方針の見直し

避難指示区域以外からの避難者が居住する応急仮設・借上げ住宅の供与期間が平成29年3月末をもって終え、新たな支援策を講じると福島県が発表しました（平成27年6月15日）。

このため、この方針に対応した避難者の住み替えが今後一層進むことが予想され、これに伴い避難者支援方針も大きく変更されることが想定されます。

例えば、次のような見直しの検討も必要になり、本会は関係市町村社会福祉協議会など、関係団体や関係機関と連携して避難者生活の変化に沿った支援方針の検討が求められます。

▽協力・役割分担見直し例

避難元社会福祉協議会		
	帰還可能社会福祉協議会	・避難者の居住か所複数化による訪問活動方針の見直し
	帰還困難社会福祉協議会	・避難先社会福祉協議会への活動方針の説明、情報提供、役割分担の確認と支援方針の見直し ・訪問活動の充実（元・先社会福祉協議会相談員の同行訪問やサロン活動等）
避難先社会福祉協議会		
	自立再建した避難者居住社会福祉協議会	・自立再建した方の要望又は必要に応じた支援
	復興(災害)公営住宅所在社会福祉協議会	・県、市町村や避難元社会福祉協議会との役割分担の確認と支援方針の見直し

▽応急仮設住宅で引き続き生活することになる要援助者への支援

何等かの事由で応急仮設住宅で引き続き生活する高齢者など要援助者に対しては、避難元・避難先社会福祉協議会が協議し、支援することが求められます。特に、高齢者の場合は丁寧な対応が求められます。

▽自立再建後の避難者支援のあり方

避難元・避難先社会福祉協議会が連携して支援する際には、特に高齢者など要援助者に対する支援に空白が生じない対応が求められます。

② 中長期にわたる支援方策の検討

有識者検討会（座長：大西隆豊橋技術科学大学学長）が提言を取りまとめ、「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」を復興大臣に提出しました^(注)（平成27年7月30日）。

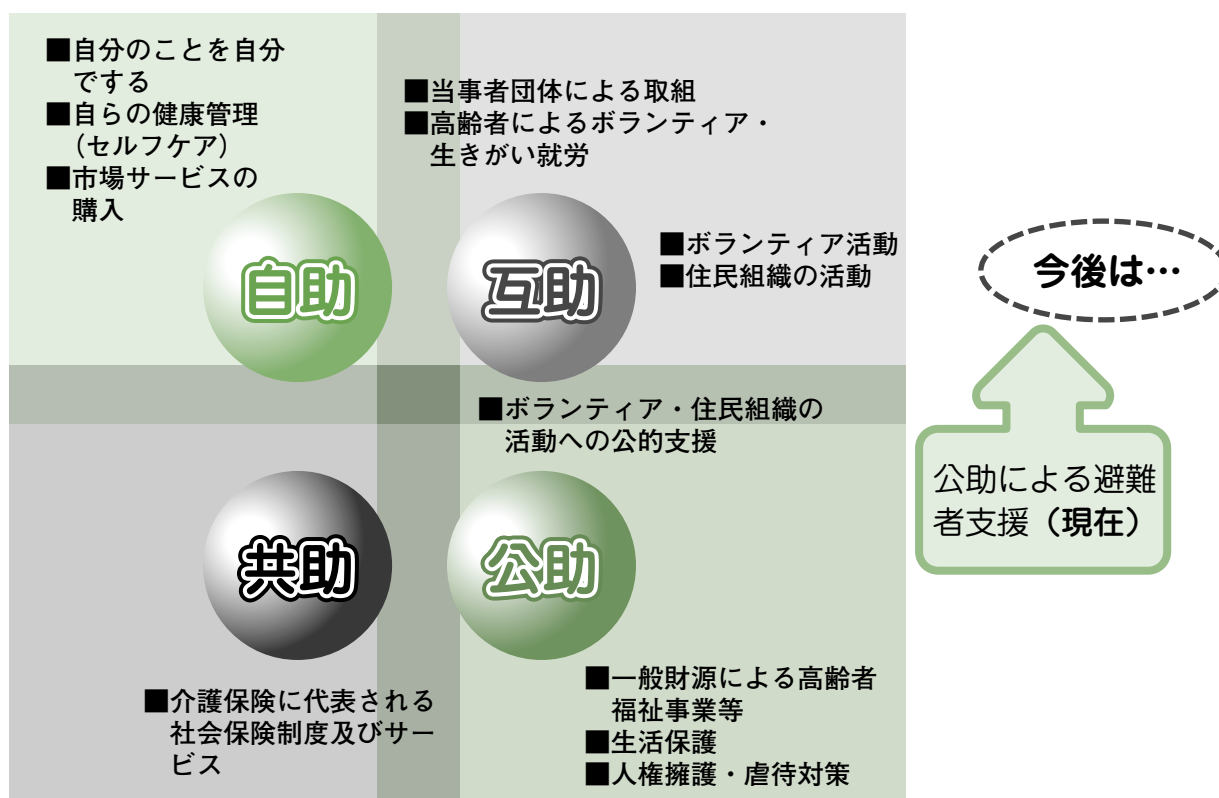
この中で、30～40年後の姿を見据えた、2020年の課題と解決の方向を検討し、「複数市町村による公共的サービスの広域連携」に触れ、地域包括ケアシステム構築によるサービスの提供を提言しました。

(注)「福島12市町村」とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村。

今後の社会保障システムの改革では、地域包括ケアシステムの構築が目指されています。しかしながら、避難者が居住する地域でのシステム構築については、避難先において避難者を含めた構築の在り方を視点に入れるなど、福島県特有の種々の課題が予想され、本会の避難者支援の観点からも今後の検討課題となります。特に、システムを支える福祉人材の確保の見通しが困難な地域にあっては、生活支援相談員経験者の活用もポイントになります。

現在、生活支援相談員が安心して活動でき、また活動経験活用のために、生活支援相談員の制度化を国に働きかけていますが、国では平成27年9月に、生活支援相談員活動経験の活用方策の一つとして、社会福祉士国家試験受験資格に必要な実務経験への算入を可能としました。

引き続き、避難者支援活動を行う生活支援相談員の制度化など、避難者支援の枠組み充実を国に働きかけることが重要になっています。



出典：地域包括ケアシステム研究会 第5回検討会資料（厚生労働省老健局）に一部追記。

8 推進体制の充実

本会では、平成23年3月11日の発災当日から「災害ボランティアセンター」を設置し関係機関と連携して被災者支援にあたりました。8月からは5名の統括生活支援相談員を同センターに配置し、関係市町村社会福祉協議会に配置された生活支援相談員の活動の調整にあたりました。その後、同年10月1日には、同センターの機能を見直し「県社協生活復興ボランティアセンター」と名称変更して機能強化を図りました。

平成27年4月1日からは、避難者生活の長期化に伴う課題の複雑多様化に対応するため、同センターを「避難者生活支援・相談センター」に組織替えし、専任職員と総括生活支援員を配置し、避難者支援活動について関係機関との調整に努めています。

今後は、住み替えが進む中で生じる避難者生活の課題解決を的確に支援することが求められます。

このため、市町村社会福祉協議会が円滑で効果的な活動が行えるよう、推進体制の充実に努めるとともに、本センター職員の能力向上に一層取り組みます。

9 進行管理と中期ビジョンの見直し

当該年度終了後速やかに、本会事務局による評価作業を実施します。
また、次期中期ビジョンを平成30年度に策定します。

平成27年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間 1年職種級別 A級

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
利用者傷害事故見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型)
保険料

+

【見舞費用加算】
 定員1名あたり
 入所: 1,300円
 通所: 1,390円

●オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
 ●オプション2 ●施設の医療事故補償
 ●オプション3 ●新設: 借用不動産賠償事故補償

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

プラン 2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年職種級別 A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン 3 施設職員の補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年職種級別 A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員の 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間: 週5日勤務の場合)

① 施設職員の労災上乗せ補償

③ 施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

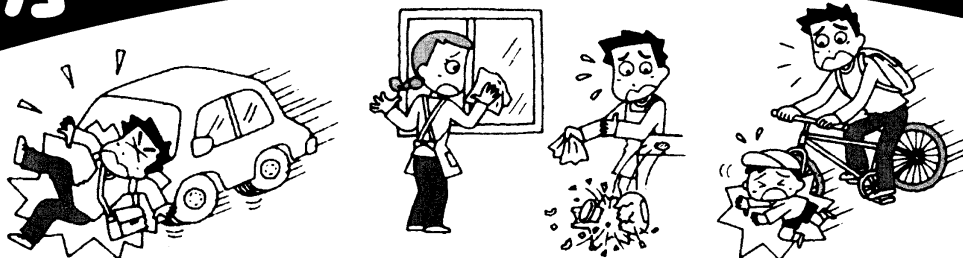
●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体 社会福祉法人
 契約者 **全国社会福祉協議会**
 (引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 TEL: 03(3593)6824

取扱 株式会社 福祉保険サービス
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

〈SJNK14-16349 2015.2.10 作成〉

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



対象となるボランティア活動

◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること
(グループが社会福祉協議会に登録されている必要があります。)

◆社会福祉協議会に届け出た活動であること

◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること

※活動のための学習会または会議などを含みます。

※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

補償金額(保険金額)・保険料

			Aプラン	Bプラン
ケガの 補償	死亡保険金		1,200万円	1,800万円
	後遺障害保険金		1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)
	入院保険金日額		6,500円	10,000円
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円
	特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額（保険金額）に同じ	
賠償責任 の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円 (限度額)	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円 (限度額)	5億円 (限度額)
	基本タイプ		300円	450円
年間保険料		天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	430円	650円

(※)天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

ボランティア行事用保険 (普通傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者[個人]を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

送迎サービス補償 (普通傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

福祉サービス総合補償

(普通傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険)

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

〈引受幹事保険会社〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社
TEL:03(3593)6824

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

**社会福祉法人福島県社会福祉協議会
避難者自立支援中期ビジョン**

発 行 平成27年12月
発行者 社会福祉法人福島県社会福祉協議会
〒960-8141
福島市渡利字七社宮111番地
福島県総合社会福祉センター内
電話 (024) 522-6543
FAX (024) 522-6546
印 刷 陽光社印刷株式会社